

明治初年の九州地方の寺院経営について

圭 室 文 雄

はじめに

明治初年の九州地方の寺院明細帳を中心に分析をしてみたい。

第一章では九州の各藩・各県から明治政府に提出されたもので現在国立国会図書館に残されている史料を紹介し、第二章では寺院明細帳がほぼ完全に残され、寺院数が最も多い熊本藩に注目し、江戸時代から現地に残されている史料と照合しながら実態を明らかにしたい。第三章では熊本藩領の合志郡の一向宗寺院が成立していく過程を明らかにしてみた。このような流れで考察し、何ゆえにこの地域で一向宗西本願寺派が多く、末寺と多くの檀家を把握したのか、考えてみたい。

本稿では記載は一向宗・一向宗東本願寺派・一向宗西本願寺派と記述した。浄土真宗と公称するのは明治五年(一八七二)のことであるので、ここでは先記のように記している。

第一章 九州地方から提出された寺院明細帳

現在国立国会図書館に残されている明治初年の寺院明細帳は九州地方の二十一か所の分で、第1表に示したものである。

年代は明治三年（一八七〇）と明治四年のものである。年代が記されていない大分県は不記とした。しかし内容からすればおそらく同時期に作成されたものと思われる。大分県の寺院明細帳は速見郡と大野郡の二郡のみで、他の郡については残されていない。

九州地方の中でも総ての地域のものが揃って残っているものでもなく、たとえば明治二年（一八六九）領内の全寺院を廃寺とした鹿児島藩（大隅国・薩摩国・日向国の一部）の場合は提出されていない。そのため実態は把握出来ない。

以上のように限定つきではあるが、現存する史料を第1表に掲げてみた。明治四年（一八七二）廃藩置県令が出されたが、まだ藩と県が混在している時期であるので、差出人の項に藩名と県名がある。また提出先も明治政府が取り扱う部局が変化している。弁官・民部省・大蔵省などと記されている。また県や藩の側でも提出先を記していないこともある。提出した時期をもう少し詳しく年次別に記してみると、明治三年に提出したのは三月に白杵藩（大分）、十月に佐伯藩（大分）、閏十月には柳川藩（福岡）・福江藩（長崎）・大村藩（長崎）・延岡藩（宮崎）、十一月には福岡藩・飢肥藩（宮崎）、十二月には鹿児島藩（佐賀）・森藩（大分）である。

明治四年に提出したのは、一月に秋月藩（福岡）・小城藩（佐賀）・岡藩（大分）・五月には熊本藩、六月には日田県（大分）、七月には蓮池藩（佐賀）、九月には伊万里県（佐賀）、十月には豊津藩（福岡）、十一月には中津藩（大

第1表 九州地方から明治初年政府に提出した寺院明細帳

	国名	藩名	年号	西暦	月	日	差出人	提出先
1	筑前	福岡藩	明治 3	1870	11		福岡藩	民部省
2	筑前	秋月藩	明治 4	1871	1		秋月藩	弁官
3	筑後	柳川藩	明治 3	1870	閏10		柳川藩	民部省
4	肥前	蓮池藩	明治 4	1871	7		蓮池藩	
5	肥前	鹿島藩	明治 3	1870	12	9	鹿島藩	弁官
6	肥前	小城藩	明治 4	1871	1		小城藩	
7	肥前	福江藩	明治 3	1870	閏10		福江藩	民部省
8	肥前	大村藩	明治 3	1870	閏10		大村藩	民部省
9	肥前	伊万里県	明治 4	1871	9		伊万里県	民部省
10	肥後	熊本藩	明治 4	1871	5		熊本藩	民部省
11	豊前	豊津藩	明治 4	1871	10	29	豊津藩	大蔵省
12	豊前	中津藩	明治 4	1871	11		中津藩	大蔵省
13	豊後	岡藩	明治 4	1871	1	17	岡藩	弁官
14	豊後	府内藩	明治 4	1871			府内藩	弁官
15	豊後	臼杵藩	明治 3	1870	3	10	臼杵藩	民部省
16	豊後	佐伯藩	明治 3	1870	10		佐伯藩	民部省
17	豊後	森	明治 3	1870	12		森藩	弁官
18	豊後	日田県	明治 4	1871	6		日田県	弁官
19	日向	延岡藩	明治 3	1870	閏10	20	延岡藩	弁官
20	日向	飫肥藩	明治 3	1870	11		飫肥藩	
21	豊後	大分県	不記				大分県	

参考文献 『寺院明細帳』 国立国会図書館所蔵

分)、明治四年のみで月日が記されていないのは府内藩(大分)である。

次に第2表でこれまでの寺院明細帳に記されている藩・県別に宗派毎の寺院数を表示した。

上段の宗派名をみると、一向とあるのは一向宗の事で、秋月藩と飢肥藩のみ記されているが東派か西派の区別が記されていない。このほかでは「本修」は本山修験のことであり、「当修」は当山修験のことである。記載されているのは四つの藩のみである。他の藩についてはこの段階で既に本山修験は天台宗に、当山修験は真言宗にその多くは改宗している。

ここで取り上げたのは二十一地域であるが、明治元年(一八六八)に九州に所在した大名は二十四藩である。現存する寺院明細帳は十八藩と三県である。当時の七〇%ぐらいの史料といえそうである。

さてそこで寺院明細帳が国立国会図書館に残っている所と、残っていない所について若干検討してみよう。まず地域別に見てみよう。福岡県は六藩あったが寺院明細帳が残っているのは四藩のみで、久留米藩・三池藩のものが無い。佐賀県は五藩あったが佐賀藩と唐津藩が残っていない。長崎県は五藩あったが平戸藩・平戸新田藩・島原藩の三藩がない。熊本県は三藩あったが宇土藩・人吉藩の分がない。大分県は八藩あったが杵築藩・日出藩の分がない。宮崎県は四藩あったが高鍋藩・佐土原藩がない。鹿児島県は先述したが総て廃寺となったため史料を提出していない。

第2表では総寺院数は三、三三七か寺である。最下段に宗派別の寺院数を集計してみた。浄土系の宗派である浄土宗・一向宗・一向宗東本願寺派・一向宗西本願寺派・時宗をまとめてみると、一、五三二か寺になる。全体の約四五・四%にのぼる事がわかる。その中でも一向宗西本願寺派がかなり多い事がわかる。

二番目に多いのは禅宗系である。臨済宗・曹洞宗・黄檗宗をまとめると一、一九〇か寺である。全体の約三五・三%をしめている。この中では曹洞宗がかなり多い。

第2表 九州地方、明治初年の寺院明細帳に記載されている寺

	地域	天台	真言	浄土	一向	一向 東	一向 西	時宗	臨濟	曹洞	黄檗	日蓮	本修	当修	計
1	福岡								77	72	1				150
2	秋月	5		3	6		20		1	3		1			39
3	柳川										28				28
4	豊津	2	17	66		50	40			41	14	2			232
5	蓮池	3	3	5			23		5	12	3	1			55
6	鹿島	1	11	9			10		1	10	9	1			52
7	小城	4	2	2			14		29	14	16	29			110
8	福江		7	6			1			14					28
9	大村			4		24						10			38
10	熊本	55	60	64		96	357	2	40	94	3	56			827
11	中津			2		1	7			4					14
12	岡		10	7		25	30		19	6	1	1	9	14	122
13	府内	6	4	18		34	3		21	2	4	2	4	6	104
14	白杵		2	6		13	25		24			2	20	14	106
15	佐伯		1	6		8	6		11			1			33
16	森			2		12			1	7	1			1	24
17	延岡	8	16	6		12	39		21	59		5			166
18	飫肥		19	4	19			1	12	22		3			80
19	日田	11	31	67		67	152	4	38	113	26	19			528
20	大分	11	28	10		26	58		34	39	3	7			216
21	伊万里	59	68	59						235					421
	合計	165	279	346	25	368	785	7	334	747	109	140	33	35	3373

注 1～18までは藩名
点線以下3か所は県名

参考文献 『寺院明細帳』 国立国会図書館所蔵

密教系の天台宗・真言宗・本山修験・当山修験は全体で五一二か寺であり、全体の約一五・二％である。

日蓮宗は町場の宗教であるので農村地帯が多い九州での教線の伸びは限定されている。表でみると各地に分散しているが一四〇か寺に過ぎない。

次にそれぞれの地域の問題点を指摘しておきたい。各藩・各県から提出された寺院明細帳の多くはそれぞれ宗派毎に一冊の帳面が作られている場合が多いが、それを合冊して政府に提出したものもある。表全体を見て多くの宗派が含まれている地域のものは合冊したものと考えられる。

一方で事情は明らかではないが、柳川藩の場合は黄檗宗のみしかなく、福岡藩の場合は禅宗系の臨濟宗・曹洞宗・黄檗宗のみであり、これらの藩の他宗の寺院明細帳も当然作られたはずであるが、現存しない。同様の事が考えられるのは、福江藩・大村藩・中津藩・伊万里県などでも同じと思われる。

本山修験・当山修験の項の空白は既に天台宗・真言宗に改派したものであると思われる。

九州全体を見渡すと数量的に末寺数が五百か寺を越えるのは熊本藩と日田県である。ところが日田県は豊前国・豊後国・日向国に散在する町や村の集合体であるので一定のまとまりのある地域としての特色を指摘することは困難である。それゆえ第2表の中の熊本藩を中心として分析を試みたいと思う。

第二章 熊本藩の仏教諸宗派の実態

ここでは熊本藩における仏教諸宗派の様子を検討してみたいと思う。

熊本藩領内の諸宗派の展開 享保五年（一七二〇）における熊本藩領の寺院の分布を第3表に示した。

第3表 熊本藩領における諸宗寺院の分布（1720年現在）

郡名	天台宗	真言宗	浄土宗	一向宗東	一向宗西	時宗	融通念仏	臨済宗	曹洞宗	黄檗宗	日蓮宗	修験	合計
玉名	4	4	3	14	53	1	0	7	5	0	4	4	99
山鹿	2	2	1	2	26	0	0	1	4	0	1	3	42
山本	0	1	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	6
合志	4	0	2	2	11	0	0	1	1	0	0	1	22
菊池	1	0	1	1	12	0	0	2	1	0	2	1	21
阿蘇	44	1	2	14	29	0	0	1	9	0	1	37	138
飽田	17	0	9	5	26	0	0	12	23	1	18	10	121
城下	11	5	25	25	49	0	1	12	17	0	20	30	195
詫摩	1	0	2	4	10	0	0	3	14	0	0	1	35
宇土	4	0	4	3	15	0	0	3	5	0	2	3	39
上益城	8	1	1	4	35	0	0	1	4	0	2	2	58
下益城	6	2	3	7	25	1	0	1	10	1	1	2	59
八代	7	2	6	13	34	0	0	6	4	0	3	21	96
葦北	1	0	3	2	15	0	0	2	0	0	1	2	26
合計	110	18	62	96	344	2	1	53	97	2	55	117	957
%	11.5	1.9	6.4	10.1	36.0	0.2	0.1	5.5	10.2	0.2	5.8	12.3	100.0

注 一向宗は明治5年（1872）に浄土真宗と改称 東本願寺派は真宗大谷派、西本願寺派は本派本願寺派となる

参考文献 享保5年（1720）「肥後・豊後御領内寺数人数帳」 熊本大学図書館所蔵

合計で九五七か寺存在するが、最も多いのは一向宗西本願寺派の寺院である。約三六%を占め。三四四か寺である。郡名は北から南に並べてある。それぞれの郡単位で最も多い宗派の寺院数を拾ってみると、肥後国一四郡の内、一二郡はすべて一向宗西本願寺派末寺である。肥後国の北から南にかけてまんべんなく一向宗寺院が進出している様子がわかる。肥後国の一向宗西本願寺派の触頭寺院は熊本城の北側の郡は西光寺、南側は順正寺がとめており、いずれも城下町熊本にある大寺である。なお一向宗東本願寺派の末寺と併せると四四〇か寺となり、全体の約四六%を占める。東本願寺派の触頭は延寿寺である。この寺も熊本城下にある大寺である。ともあれ熊本藩領はまさに一向宗寺院の圧勝といえる状態である。

第二位は一一七か寺の修験である。それぞれで明らかのように阿蘇山の修験が多い。ついで熊本城下が多い。熊本藩内においては天台宗系の本山修験のほうが優勢である。

第三位は天台宗である。これも阿蘇山麓に展開した西巖殿寺で承応二年(一六五三)本山を延暦寺から江戸上野の寛永寺に替えてから勢力を拡大していった。一方熊本城下では藤崎宮の別当寺である神護寺が京都妙法院門跡の末寺となり、熊本城下や隣接する飽田郡に勢力を伸ばしていた。

第四位は曹洞宗である。肥後国の触頭は永平寺の末寺である飽田郡川尻町の大慈寺である。この寺は曹洞宗の中では法王派の本山として、各地に多くの末寺を抱えて全国展開をしていた。

その他の宗派を取り上げてみると、浄土宗は六一か寺であるが、城下とその周辺を取り巻く飽田郡・託摩郡に集中しており、都市型の宗派と言えそうである。城北・城南の各郡は農村地帯であるので、末寺の展開は弱い。

日蓮宗もやはり都市型の宗教といえそうである。日蓮宗の触頭は飽田郡中尾村にある本妙寺である。熊本藩初代藩主である加藤清正の墓所がある寺で、本山は京都本圀寺である。

臨濟宗はやはり都市型といえる。藩主細川家の菩提寺である妙解寺と泰勝寺を中心に展開している。妙解寺は寛永十八年（一六四一）開創で、本山は京都大徳寺で、開山は沢庵、塔頭は四か寺ある。泰勝寺は、開創は寛永十九年（一六四二）、開山は大淵、塔頭は四か寺、本山は京都妙心寺である。

真言宗・時宗・黄檗宗・融通念仏宗はいずれもそれほど勢力を持っていなかった。

熊本藩領の各宗派の檀家数 明治四年（一八七一）「熊本藩諸宗寺院明細帳」で仏教各宗派の減罪檀家数を表示したのが第4表である。

肥後国一三郡の内の飽田郡に熊本城下は含まれている。

まず檀家数合計の欄から見ると、第一位は一向宗西本願寺派の九三、一九五軒で、熊本藩全体の檀家数の七八・七%を占めている。

第二位は一向宗東本願寺派で。檀家数は一五、六五八軒で、全体の二三・二%である。一向宗東・西両派を合計すると全体の九一・九%の檀家を抑えていた事がわかる。まさに一向宗（浄土真宗）一人勝ちの様子があきらかである。これ以外の諸宗派は全体の八・一%の檀家を奪い合うことになる。

第三位日蓮宗は、四、三四三軒、第四位浄土宗は、三、〇六六軒、第五位曹洞宗は一、四八二軒、第六位は天台宗二七三軒、第七位は臨濟宗二五八軒、第八位は真言宗六〇軒、第九位は黄檗宗一六軒、第十位は時宗七軒である。

次に郡ごとの各宗の檀家数を見てみよう。

全体で一三郡あるが、各郡の第一位の檀家数を見ると全郡一向宗西本願寺派が独占していることがわかる。

第二位は一向宗東本願寺派が一一郡であり、ここでも一向宗の優位性は動かない。

表の右側の最後の項、一向宗がそれぞれの郡にある家数のうち、どの程度を把握しているかについて表示してみ

第4表 熊本藩における各宗派の郡別檀家数(1871年現在)

郡名	天台	真言	浄土	一向東	一向西	時宗	臨濟	曹洞	黄檗	日蓮	合計	一向の%
玉名	15	13	183	1,936	15,981	7		6		286	18,427	97.2
山鹿	37	18	208	116	6,475			54		92	7,000	94.2
山本		2			1,450		2				1,454	99.7
合志				600	2,334						2,934	100.0
菊池	3		50	315	3,615		4	40		28	4,055	96.9
阿蘇	10	9	141	1,068	7,059		15	206		230	8,738	93.0
飽田	135	18	1,511	6,294	25,913		135	884	8	3,131	38,029	84.7
託摩				597	2,306		2	19			2,924	99.3
宇土	5		353	390	4,502		45	20		72	5,387	90.8
上益城	50		20	397	5,544			5	8	68	6,092	97.5
下益城	8		142	1,019	6,825			125		32	8,151	96.2
八代	4		319	2,587	7,285		49	123		354	10,721	92.1
葦北	6		139	339	3,906		6			50	4,446	95.5
檀家数合計	273	60	3,066	15,658	93,195	7	258	1,482	16	4,343	118,358	92.0
檀家数%	0.2	0.04	2.6	13.2	78.7	0.006	0.2	1.3	0.01	3.7		
寺院数	54	60	57	87	361	2	39	92	3	55	810	
1寺あたりの檀家数	5.1	1.0	53.8	180.0	258.2	3.5	6.6	16.1	5.3	79.0	146.1	

注 飽田郡には熊本城下を含む

一か寺あたりの檀家数はそれぞれの宗派の寺数から檀家0の寺院を差し引いた寺数で割ったもの

参考文献 明治4年(1871)『熊本藩諸宗本末寺号其外明細帳』(国立国会図書館)

た。先述した合志郡の場合は一向宗の檀家が100%であることがわかる。この地域では一向宗の寺院が寺請制度にうまく乗り、檀家を押さえていた事がわかる。なおまた一向宗は飽田郡（城下を含む）を除いていずれの郡においても90%を越える檀家数を把握していることがわかる。

これに対して下段の寺院数を見てみると、第一位は一向宗西本願寺派三六一か寺、第二位曹洞宗九二か寺、第三位一向宗東本願寺派八七か寺、第四位真言宗六〇か寺、第五位浄土宗五七か寺、第六位日蓮宗五五か寺、第七位天台宗五四か寺、第八位臨済宗三九か寺、第九位黄檗宗三か寺、第十位時宗二か寺と続いている。

一向宗東本願寺派と西本願寺派総寺院数四四八か寺で、全寺院数の約五五・二%であるのに対して、全檀家数の約九二%を抑えている。このことは当然の事ながら一寺当たりの平均檀家数にも反映されている。一向宗西本願寺末寺の一か寺あたりの檀家数は約二五八・二軒、一向宗東本願寺末寺は約一八〇軒である。これにつぐのは日蓮宗で七九軒、第四位は浄土宗の五三・八軒である。第五位は曹洞宗の一六・一軒である。これ以外の宗派はいずれも一〇軒以下となる。一向宗以外の宗派は葬祭のみで寺院経営をすることは出来ない。その他の多くの寺は農業との兼業や祈祷檀家の獲得に専念せざるを得なかったといえよう。

つぎには檀家数の多い寺を表示してみたいと思う。史料は明治四年「熊本藩諸宗寺院明細帳」である。

寺院檀家数ベスト二〇 明治四年熊本藩内の総寺院数は八二七か寺である。その中で多くの滅罪檀家を持つ寺の内ベスト二〇か寺を表示したのが第5表である。

第一位は城下町にある一向宗東本願寺派延寿寺と一向宗西本願寺派西光寺で、いずれも触頭寺院である。それぞれ三、五〇〇軒の檀家を抱えている。

第三位は同じく城下町にある一向宗西本願寺派触頭順正寺であり、檀家二、九五〇軒を抱えている。

ここではベスト二〇の二一か寺を表示したが、いづれも一向宗であり、東本願寺派は一か寺のみで、残りの二〇か寺はいずれも西本願寺派末寺である。まさに一向宗西本願寺派が独占していたというべきか。

郡名の項をみるとやはり熊本城下が多く、七か寺ある。郡名を挙げると玉名郡三か寺、飽田郡・下益城郡・八代郡は二か寺ずつ、山鹿郡・菊池郡・阿蘇郡・託摩郡・宇土郡はそれぞれ一か寺、藩領全域に分散している様子がうかがえる。

しかし一向宗に限って言えば熊本藩の歴代藩主加藤氏・細川氏はいずれも寺領を与えていない。しかし藩主が保護した寺領持ち寺院と寺院経営の面を比較すれば、一向宗寺院の

第 5 表 熊本藩 寺院檀家数ベスト 20 (1871 年現在)

	郡名	村名	寺名	宗派名	本山	檀家軒数	現在地名
1	城下	古細工町	西光寺	一向宗	西本願寺	3,500	熊本市 細工町
	城下	新古川町	延寿寺	一向宗	東本願寺	3,500	熊本市 河原町
3	城下	古町	順正寺	一向宗	西本願寺	2,950	熊本市 河原町
4	玉名	山下	安養寺	一向宗	西本願寺	1,750	玉名郡 岱明町
5	八代	野津	勝専坊	一向宗	西本願寺	1,650	八代郡 龍北町
6	城下	京町	仏嚴寺	一向宗	西本願寺	1,500	熊本市 京町
7	阿蘇	内牧	滴徳寺	一向宗	西本願寺	1,451	阿蘇郡 阿蘇町
8	宇土	松合	光曉寺	一向宗	西本願寺	1,050	宇土郡 不知火町
9	飽田	船津	蓮光寺	一向宗	西本願寺	1,030	飽託郡 河内町
10	下益城	隈庄	光徳寺	一向宗	西本願寺	1,000	下益城郡 城南町
11	玉名	伊倉	来光寺	一向宗	西本願寺	950	玉名市 伊倉
12	玉名	白石	西福寺	一向宗	西本願寺	887	玉名郡 菊水町
13	菊池	立石	西覚寺	一向宗	西本願寺	840	菊池市 立石
14	城下	堀端	明専寺	一向宗	西本願寺	830	熊本市 北新坪井町
	山鹿	湯町	光専寺	一向宗	西本願寺	830	山鹿市 山鹿
16	城下	古町	成満寺	一向宗	西本願寺	810	熊本市 下町
17	城下	坪井	浄行寺	一向宗	西本願寺	800	熊本市 坪井
18	飽田	川尻	泰養寺	一向宗	西本願寺	790	熊本市 川尻町
19	託摩	竹宮	真光寺	一向宗	西本願寺	780	熊本市 健軍
20	八代	種山	光林寺	一向宗	西本願寺	750	八代郡 東陽村
	下益城	隈庄	雲晴寺	一向宗	西本願寺	750	下益城郡 城南町

参考文献 明治 4 年 (1871) 5 月「熊本藩諸宗寺院明細帳」国立国会図書館所蔵

方をはるかに安定していたと思われる。
つぎに寺領持ち寺院を表示したのが第6表である。

寺領持ち寺院のベストテン 第一位と第二位はいずれも藩主細川家の菩提寺であったが明治維新になり細川家は仏葬祭をやめ、両寺とも廃寺とした。しかし両寺の跡地には歴代藩主の墓のみ現存している。

第一位の臨済宗妙解寺は元禄十五年（一七〇二）「肥後・豊後御領内禅宗寺院本末帳」（熊本大学図書館所蔵）によると、寛永十八年（一六四一）の開創で、開基は藩主細川忠利、開山は沢庵宗彭である。塔頭は臨流庵・智照院・宝光院・向陽庵があった。本山は京都大徳寺。

第二位は臨済宗泰勝寺で、細川忠興が小倉藩主であったとき小倉に開創した。寛永十九年（一六四二）藩主細川忠利のときに熊本に移した。塔頭は慈眼庵・投老軒・如是庵・寂心庵であった。

第6表 熊本藩寺領持ち寺院ベストテン（1720年現在）

	郡名	町村名	宗派	寺名	本寺名	石高	備考
1	熊本城下	高麗門外	臨済宗	妙解寺	大徳寺	875.0	廃寺(細川家菩提寺) 寺名は細川忠利の法名
2	飽田	下立田	臨済宗	泰勝寺	妙心寺	430.0	廃寺(細川家菩提寺) 細川幽齋の法名
3	飽田	中尾	日蓮宗	本妙寺	本圀寺	400.0	銀5枚・銭7貫文
4	熊本城下	宮内	天台宗	神護寺	妙法院	228.0	銀30枚・ 廃寺(藤崎八幡別当寺)
5	八代	八代	曹洞宗	泰巖寺	總持寺	206.0	銀10枚 細川忠興が織田信長の分骨を祀る
6	飽田	池田	浄土宗	往生院	善導寺	123.1	
7	阿蘇	黒川	天台宗	学頭坊	寛永寺	112.5	廃寺(阿蘇神社別当寺)
8	飽田	野田	曹洞宗	大慈寺	永平寺	100.0	
9	八代	古麓	臨済宗	春光寺	南禅寺	100.0	
10	阿蘇	黒川	天台宗	長善坊	寛永寺	60.6	廃寺(阿蘇神社別当寺)

参考文献 享保5年（1720）「肥後・豊後御領内寺数人数帳」熊本大学図書館所蔵

本山は京都妙心寺。

第三位は日蓮宗本妙寺である。この寺は加藤清正の菩提寺で、天正十三年（一五八五）十一月摂津国大坂に建立したが、天正十六年（一五八八）熊本藩主となったので、熊本城の中の三の丸法華坂へ移転している。その後慶長十六年（一六一一）加藤清正が死去すると、慶長十九年（一六一四）鮑田郡中尾村に本妙寺を熊本城中から移動させている。加藤清正の墓所はこの寺の裏にある。この時に加藤忠広は寺領七〇〇石を与えている。寛永九年（一六三二）細川忠利が藩主として入国すると、寺領三〇〇石・隠居料一〇〇石、合計四〇〇石に削減されている。塔頭は妙心院・林蔵院・龍淵院・元昭坊・正善院・妙音院・元陽院・玉泉坊・唯心院・蓮浄院・延寿院・堯心坊の一二か寺である。第四位は天台宗神護寺である。本寺は京都妙法院門跡である。藩主加藤清正が文禄年間（一五九二〜九六）に愛染明王堂を改め、豊嶺山神護寺として開創した。開山は秀舜、藤崎八幡宮の別当寺。藤崎八幡宮執行と称していた。尚塔頭としては弥勒寺・勝城寺・妙楽寺があった。いずれも藤崎八幡宮の社僧と称していた。しかし神護寺並びに三塔頭とも明治元年（一八六八）廃寺となり、僧侶はいずれも還俗し、その後神官になっている。

第五位は曹洞宗泰巖寺、織田信長の分骨を納めてある寺である。最初は丹後国宮津に開創され、その後慶長五年（一六〇〇）細川忠興が豊前国小倉に転封させられたので、小倉に移し、更に寛永九年（一六三二）熊本に転封、八代城下に移された。

第六位は浄土宗往生院である。開創年代は安貞二年（一二二八）、開山は弁阿聖光、熊本藩浄土宗の触頭である。本寺は筑後国（福岡県）善導寺。

第七位は天台宗学頭坊、第十位は天台宗長善坊で何れも江戸上野寛永寺の末寺である。実はこの二か寺とも阿蘇山西巖殿寺の塔頭である。この寺は阿蘇郡黒川村にある。塔頭は衆徒二〇坊、行者一七坊、合計三七か寺ある。本来は

比叡山延暦寺末寺であったが承応二年（一六五三）本寺を東叡山寛永寺に替えてから教線は拡大している。

本来は阿蘇山の山上に近い草千里に存在していたが、天正十五年（一五八七）頃には、「坊中致没落、其後慶長五年（一六〇〇）清正公（加藤）代南麓黒川二坊中御建立被成、為神社領惣高九百八拾九石四斗御寄附被成候、内高百八拾九石二斗衆徒為二十坊致配当、右之通当御代々如先規被仰、寺家相談仕候」とあり、一方行者一七坊についても高百六拾石八斗が配分されている。ここで取り上げたのは衆徒・行者三七坊のうち、持ち高が多い衆徒二か寺を表した。

第八位は曹洞宗大慈寺で、飽田郡野田村にある大寺である。開山は寒巖義尹である。義尹は後鳥羽天皇の第三皇子とも言われ、この寺は龜山天皇のとき勅願寺となった。開創年代は弘安元年（一二七八）、開基は川尻泰明、熊本藩曹洞宗触頭である。又曹洞宗では僧録寺院の格式でもある。元禄九年（一六九六）永平寺の末寺になった。塔頭は仏樹院・正燈庵・不二庵・延命院・知足庵・広燈庵・善勝寺・三宝院・瑞林軒の九か寺であった。享保五年（一七二〇）『肥後・豊後御領内寺数并人数帳』（熊本大学図書館所蔵）によると出家が三五名、尼六名が記されている。延享四年（一七四七）「曹洞宗本末帳」（横浜市鶴見区總持寺所蔵）によれば大慈寺は曹洞宗のうちの法王派の本寺で、末寺は一三か国にわたり二五二か寺を支配していた。寺数の多い順に内訳を記すと尾張六四、志摩六三、肥後三三、攝津二五、甲斐二二。備後一七、上野一〇。越後五、遠江四、三河・大和三、伊勢二、下野一となる。地元の九州では肥後のみであるが、尾張・志摩の数字は大きい。

第八位と同列の八代郡古麓村臨濟宗春光寺がある。この寺は寛永九年（一六三二）細川氏が熊本藩へ入国のおり、小倉から春光寺を熊本城下に移し、延宝五年（一六七七）古麓村へ移転させた。熊本藩主細川氏の家老であった松井佐渡守康之の菩提寺、熊本藩主細川忠利は祖父細川藤孝、父細川忠興に対して勲功のあった松井康之の墓のある春光

寺を保護し、代々の藩主も寺領を与えたといわれている。

つぎに一向宗本願寺末寺の成立過程を検討してみたい。

熊本藩領一向宗西本願寺派末寺の成立過程 元禄十五年(二七〇二)「肥後・豊後御領内浄土真宗西派本末帳」(熊本大学図書館所蔵)により、一向宗西本願寺派末寺の成立年代を示してみた。第7表がそれである。

江戸時代一向宗西本願寺派の熊本藩の触頭寺院であった西光寺と順正寺について前出の史料に書かれている記事を紹介してみる。

第7表 肥後国、一向宗西本願寺派末寺の成立年代

年代	末寺数	備考
1511 ~ 1520	3	
1521 ~ 1530	3	
1531 ~ 1540	6	
1541 ~ 1550	4	
1551 ~ 1560	4	
1561 ~ 1570	2	
1571 ~ 1580	4	
1581 ~ 1590	1	
1591 ~ 1600	10	
1601 ~ 1610	13	1602年に本願寺東・西に分かれる
1611 ~ 1620	70	1613年伴天連追放令 1614年転吉利支丹寺請証文作成 1615年幕府寺院法度を制定
1621 ~ 1630	31	
1631 ~ 1640	64	1633年「肥後藩人畜改帳」作成 1638年天領で寺請制度始まる
1641 ~ 1650	42	
1651 ~ 1660	32	
1661 ~ 1670	35	1665年全国で宗門人別帳を作成する 1665年幕府諸宗寺院法度を布達する
1671 ~ 1680	3	1672年全国で宗門人別帳の形式を統一する
1681 ~ 1690	5	
1691 ~ 1700	3	
不詳	3	
合計	338	

参考文献 元禄15年(1702)『肥後・豊後御領内浄土真宗西派本末帳』熊本大学図書館所蔵

一、京都本願寺末寺 熊本古町之内細工町

西光寺

右西光寺明応年中了宗と申僧、山鹿郡於片保田村一字致建立、其以後永正年中西光寺三代了勸儀、從清正公熊本江被召出、片保田村西光寺を古町江引移申候、其節寺地五反御免地被仰付候、忠広公御代空地壹反六畝添地願上候処、其通被仰付此分地子二而候

とある、西光寺は本来熊本城下の北側にある山鹿郡片保田村（現山鹿市）にあった事がわかる。永正十五年（一五一八）に本願寺から寺号を付与され寺として独立したことが明らかである。天正十六年（一五八八）熊本藩主となった加藤清正の城下町政策により領内の有力寺院が城下の寺町に集められているが、その時約五反歩（一五〇〇坪）の境内地を与えられて、古町に移転したとされている。その後熊本藩二代藩主加藤忠広の時添地として一反六畝（四八〇坪）を得ているが、これは年貢地だったとしている。尚元禄十五年現在西光寺の境内には塔頭八か寺を抱えていた。

もう一つの触頭順正寺もこの史料で紹介すると、

一、京都本願寺末寺熊本古町之内新古川町

順正寺

右順正寺大永元年（一五二一）慶徳と申僧致開基候、境内表廿七間四尺五寸、裏廿七間入、北ノ方四拾八間、南ノ方五拾二間半御免地二而候、右の外四間入式拾間、寛永十二年添地町並四三間入四拾六間内八間は式間通寛文八年添地町並

とある。順正寺は大永元年（一五二二）慶徳という僧侶が開創したとしている。境内地についてはこの史料ではわかりにくいので明治四年（一八七二）「熊本藩諸宗寺院明細帳」により説明すると、境内は六反三畝一二歩と記されているので、八七二坪であった事がわかる。なお元禄十五年の段階では塔頭一〇か寺をかかえていた。

つぎに第7表について説明する。この元禄十五年の表は、熊本藩の寺社奉行が各宗の寺院に対して寺の開創年代を提出させたものである。これは一向宗西本願寺派末寺に自己申告させて作った明細帳である。それゆえ成立年代は必ずしも正しくないと思われるが、開創年代の一応の目安として表示した。

ここでは元禄十五年に存在していた一向宗西本願寺末寺三三八か寺を表示したものである。一五一一年から一七〇〇年までの一九〇年間にわたるものである。

一応一六〇〇年までを中世とし、それ以降を近世とすると、中世に成立していた寺は三七か寺で、全体の約一〇・九%にあたる。この事から熊本藩内で一向宗西本願寺派末寺が近世になって約九割の寺院が開創され、其の勢力を拡大していったことが考えられる。

寺院の成立は何故近世になってから増大していったのか、その条件を備考欄に記しておいた。

第一の条件は、慶長七年（一六〇二）本願寺教団が東本願寺・西本願寺に分割されたことである。このことにより東・西両本願寺が全国にわたり末寺獲得のため運動を展開した。具体的には、これまで町や村にあった持仏堂や堂宇などに僧侶を定住させ、寺に昇格させ、末寺としていった。その結果の数字が一六一一年～一六三〇年あたりまでの数字の伸びと考えられる。

第二の条件は寛永十二年（一六三五）に幕府に寺社奉行が設置され、寺院の統制が強化されたこと、寛永十五年（一六三八）から寺請制度が施行され、寺の住職にキリシタン改めの業務が義務付けられたこと、である。この時期

既に一向宗西本願寺派は末寺拡大をはかっていたので、寺請制度を最も受け入れやすい体制を作りあげていたといえる。この事から、一六三〇年代後半から教線が拡大し、末寺の増加がはかられたといえる。

第三の条件は、寛文五年（一六五五）全国の村落単位で宗旨人別帳（戸籍）が作成されることになったことである。そのおりは必ず寺の住職が、一人ずつに寺請証文を作成し、身分保証をしなければならなくなったため必然的に寺が必要となった。一向宗以外の宗派はこの時期あたりに末寺拡大をはかるが、既に一向宗末寺が展開している所へ他宗の寺が新に作られても、既に一向宗の寺の檀家になっている例が多かった。

一六七一年以降、寺の成立が激減するのは、この頃までに、宗旨人別帳を契機に寺と檀家の関係が出来あがったので、新たに寺をつくる必要がなかったことであると考えられる。

つぎに熊本藩内の一向宗西本願寺派寺院がいつ西本願寺法主から本尊（阿弥陀如来）や紙寺号をもらい末寺として公認されたかを、西本願寺側の史料『木仏留』で見よう。

『木仏留』にみる西本願寺派末寺の成立 熊本藩内の一向宗西本願寺派末寺が本山から本尊と寺号を付与された時代がわかる史料が京都市龍谷大学図書館に保存されている。この史料は千葉乗隆編『木仏留・御影様之留』（本願寺史料集成）として同朋出版から刊行されている。今回はこの史料を使って第8表を作成した。

しかしこの史料には限界がある。本来は本願寺が慶長七年（一六〇二）に東本願寺・西本願寺に分かれてから書き継がれたものと思うが、現在残っているのは僅かの冊数のみである。しかしこの史料集で熊本藩内の七九か寺の成立時期を知ることが出来た。第8表がそれである。

一向宗西本願寺末寺の成立は本山法主から本尊（阿弥陀如来木像）を付与され、これと同時に「紙寺号」、寺名を付与され、その結果寺が成立したことになる。つまりこの史料は末寺が成立した時期を示す基本台帳とでもいえるも

第 8 表 肥後国、西本願寺から本尊と寺号を付与された末寺

	元号	年	西暦	月	日	郡名	村名	寺名	僧侶名	檀家数
1	慶長	10	1605	10	21	上益城	豊内	教栄寺	隆覚	170
2	慶長	10	1605	12		熊本城下	手取	光勝寺	西蓮	215
3	慶長	11	1606	2	21	山鹿	御宇田	長善寺	慶念	
4	慶長	11	1606	3	11	山鹿	御宇田	明照寺	明順	350
5	慶長	12	1607	8	2	阿蘇	下中	正教寺	法西	
6	慶長	15	1610	3	7	詫摩	竹宮	真光寺	明因	780
7	慶長	15	1610	3	28	玉名	高瀬	光蓮寺	了円	200
8	慶長	16	1611	2	28	葦北	津奈木	正林寺	明林	200
9	慶長	16	1611	2	28	合志	御領	専光寺	慶勸	
10	慶長	16	1611	3	6	宇土	網津	正蓮寺	了覚	490
11	慶長	16	1611	3	6	飽田	坪井	往生寺	了尊	360
12	慶長	16	1611	3	13	山鹿	高橋	正光寺	善覚	320
13	慶長	16	1611	3	13	菊池	木野庄	西方寺	了誓	150
14	慶長	16	1611	4	7	山鹿	方保田	専立寺	了念	250
15	慶長	16	1611	4	7	八代	麦島庄	正教寺	浄春	202
16	慶長	16	1611	5	19	合志	竹迫	厳照寺	了祐	235
17	慶長	16	1611	7	22	菊池	立石	西覚寺	了現	840
18	慶長	16	1611	9	20	玉名	伊倉	光専寺	了関	680
19	慶長	16	1611	9	28	山鹿	南島	光顕寺	明専	406
20	慶長	19	1614	2	17	玉名	上和仁	長福寺	慶念	176
21	慶長	19	1614	2	23	下益城	丹生宮	法蓮寺	空円	262
22	慶長	19	1614	2	23	山本	吉松	光勝寺	了覚	600
23	慶長	19	1614	2	23	合志	田島	光徳寺	了玄	223
24	慶長	19	1614	2	23	阿蘇	高森	西蓮寺	了誓	445
25	慶長	19	1614	3	25	山鹿	内田	西蓮寺	慶円	280
26	慶長	19	1614	4	18	菊池	菰入	勝明寺	唯正	150
27	慶長	19	1614	4	18	詫摩	大江	善行寺	浄了	70
28	慶長	19	1614	6	6	下益城	中間	誠光寺	教俊	200
29	慶長	19	1614	7	11	詫摩	本山	浄勝寺	善慶	
30	慶長	19	1614	8	28	飽田	魚屋町	正龍寺	慶念	310
31	慶長	19	1614	8	28	葦北	田浦	正善寺	了念	200
32	慶長	19	1614	11	2	飽田	川尻	明善寺	休意	500
33	元和	1	1615	3	25	阿蘇	土田	善養寺	正順	
34	元和	1	1615	11	11	飽田	立田口	養徳寺	明真	270
35	元和	5	1619	3	26	宇土	立岡	真楽寺	明寂	325
36	元和	5	1619	9	20	飽田	川尻		善西	
37	元和	7	1621	3	13	山鹿	下津留	正円寺	祐念	
38	元和	8	1622	3	2	熊本城下	古町	常通寺	了勺	
39	元和	8	1622	3	9	玉名	広	明蓮寺	宗円	535
40	元和	8	1622	3	9	飽田	方丈	良覚寺	閑西	130
41	元和	9	1623	2	14	山鹿	上吉田	円光寺	了因	
42	元和	9	1623	9	1	上益城	下田所	正因寺	明専	53

	元号	年	西暦	月	日	郡名	村名	寺名	僧侶名	檀家数
43	元和	9	1623	9	10	飽田	川尻		善西	
44	元和	9	1623	9	10	葦北	水俣	西念寺	教心	743
45	元和	9	1623	11	21	八代	宮原		常順	
46	寛永	18	1641	7	28	飽田	熊本	専崇寺	了徹	
47	寛永	18	1641	7	28	飽田	小島	専照寺	了玄	200
48	寛永	18	1641	8	13			光楽寺	了知	
49	寛永	18	1641	8	16	飽田	川尻	長専寺	明閑	
50	寛永	18	1641	8	16	飽田	小島	正泉寺	浄尊	
51	寛永	18	1641	8	16	下益城	小川	光念寺	明心	
52	寛永	18	1641	8	17	上益城	陣	金光寺	了玄	200
53	寛永	18	1641	8	17	飽田	大渡	西楽寺	了為	
54	寛永	18	1641	8	17	阿蘇	西里	光久寺	祐玄	110
55	寛永	18	1641	8	18	飽田	京町	即生寺	嶺雲	165
56	寛永	18	1641	8	18	飽田	京町	向台寺	円識	40
57	寛永	18	1641	8	19	上益城	南早川	西福寺	正円	280
58	寛永	18	1641	8	19	八代	塩屋町	照光寺	慶円	175
59	寛永	18	1641	8	22	飽田	高橋	正福寺	慶讚	250
60	寛永	18	1641	8	24	宇土	網津	浄蓮寺	善慶	154
61	寛永	18	1641	8	24	玉名	青野	来顕寺	祐讚	200
62	寛永	18	1641	8	24	玉名	立花	来照寺	宗味	290
63	寛永	18	1641	8	24	飽田	古川町	円林寺	了安	
64	寛永	18	1641	8	24	阿蘇	黒淵	真教寺	玄加	80
65	寛永	18	1641	8	24	阿蘇	宮原	善正寺	西順	
66	寛永	18	1641	8	24	上益城	田代	明尊寺	祐正	105
67	寛永	18	1641	8	25	八代	下村	浄国寺	了特	325
68	寛永	18	1641	8	25	葦北	津奈木	光明寺	教信	280
69	寛永	18	1641	8	25	飽田	古川町		慶味	
70	寛永	18	1641	8	26	飽田		明教寺	了円	
71	寛永	18	1641	8	26	阿蘇	高森	光専寺	休意	
72	寛永	18	1641	8	28	飽田		等覚寺	樹誓	
73	寛文	2	1662	11	21	天草	登立	満行寺	了喜	
74	寛文	3	1663	5	13	飽田	坪井	庄厳寺	池泉	250
75	寛文	3	1663	6		飽田	河原町	覚法寺	慶味	53
76	寛文	3	1663	6		葦北	水俣濱	源光寺	慶伝	435
77	寛文	3	1663	6		葦北	水俣濱	正覚寺	祐正	
78	寛文	3	1663	6		上益城	内	正光寺	法専	206
79	寛文	3	1663	6		上益城	入佐	報恩寺	宗益	53

ゴシック・イタリック文字の寺は後年「寺号」を取得した寺

参考文献 千葉乗隆編『木仏留 御影様之留』本願寺史料集成 同朋舎出版

のである。早速内容を見てみよう。

熊本藩内の寺で有力な寺はこの表より古く成立しているものもあるが、この表では慶長十年（一六〇五）から始まっている。ゴシック・イタリック体になっているところは、まず木仏を付与され、その後時間がたつてから寺号を受けた寺である。なぜならば「木仏」「紙寺号」もいずれも高額の金を本山に納め、二度京都の本山に取りに行かなければならなかつたので、多少の間隔があつたと考えられる。

先述の千葉乗隆『木仏留・御影様留』の解説によると、寛文二年（一六六二）十一月十一日に西本願寺事務局が備中（岡山県笠岡市）一向宗西本願寺派浄心寺住職明伝に通達した書状によると、木仏・紙寺号・その他の値段は次ぎの通りである。

- 一、木仏御礼入用 金小判三両・銀百三匁
- 一、御開山御礼入用 金小判拾両・銀貳百五十匁
- 一、御代々 銀貳百匁
- 一、良如様 銀貳百六拾匁
- 一、寺号 金小判三両・銀六拾匁
- 一、五帖一部御文 銀百拾匁とある。

とある。この内木仏と寺号のみを取得すると考えると、銀を金に換算すると木仏は金四両三歩にあたる。寺号は約四

両にあたる。合計すると約金八両三歩になる。これに岡山から京都への宿泊費・交通費を加算すると金一〇両はかかると思われる。しかし浄心寺の場合はここに記したすべての品物を購入させられているので、金に直すと約三二両二歩となる。つまり一向宗寺院として独立するためには一六六二年段階ではこれだけの金額が必要となった。この資金集めのため講を作り、数年かけて集金し、本山に納めねばならなかった。このことが一向宗西本願寺派末寺は檀家を増やしていく契機になっていった。

つぎに熊本藩領の合志郡の寺院の実態を寛永十年（一六三三）「肥後国合志郡人畜改帳」で検討してみたい。

第三章 肥後国合志郡の仏教寺院の実態

寛永十年「肥後国合志郡人畜改帳」は寛永九年（一六三二）年細川氏が小倉から熊本に入国し、つぎの年熊本藩内の様子を調査するために行った時の記録である。現在その時の史料が殆ど残っていないが、幸いに合志郡は九〇か村の分が纏まって残っているので、この史料を使って分析してみたい。

寺請制度施行直前の合志郡の寺院の実態 寺請制度施行直前の実態は第9表の通りである。寺院或いは寺院の前身で僧侶のみしるされているもの、宗派と思われる書入れがあるもの、一五か寺を拾いだしてみた。

まずこの段階で寺院名を称しているものは七か寺ある。僧侶名のみが記されているものは六か所、宗派のところでは一向坊主・一向寺・禅寺・天台坊主などの書き込みがあるもの八か所。

家族数一名とあるのは僧侶のみの寺で、複数の人間が住んでいるところは夫婦・子供と一緒にくらしている。

仏堂名は客殿・法堂・御堂・道場など、明らかに寺院建築と思われるところもあるが、地藏堂・持仏堂などは村の

第9表 寛永10年(1633)肥後国合志郡の寺院の実態

	寺名	僧侶名	町村名	宗派	家族数	仏堂名	仏堂(坪)	持高(石)	家畜	屋敷(坪)	屋敷地の地目
1	碧岩寺	堅藏主	板井		6	客殿法堂	20.0	5.0	牛 1	690	年貢免除地
2	厳照寺	了薰	竹迫	一向坊主	14	御堂	28.0	4.6	牛 1 馬 1	600	年貢地
3	真教寺	不詳	原口		2	御堂	8.0	不記	0	300	年貢地
4	じょうれんじ	不詳	鳥栖		13	持仏堂2	12.5	7.5	馬 2	440	年貢地
5	光徳寺	了元	南田島	一向坊主	3	持仏堂	10.0	不記	馬 1	117	年貢地
6	大願寺	不詳	本苦竹	一向寺	5	道場	20.0	1.7	馬 1	210	年貢地
7	天徳寺	不詳	北田島	禪寺	0	地藏堂	6.0	不記	0	384	年貢地
8	なし	了喜	城	一向坊主	1	持仏堂	8.0	不記	0	144	年貢地
9	なし	了順	二子	一向坊主	5	持仏堂	8.0	5.9	牛 1 馬 1	230	年貢地
10	なし	了真	鳥栖		1	本屋	4.5	不記	0	285	年貢地
11	なし	了正	鳥栖		6	持仏堂	10.0	2.5	牛 1	154	年貢地
12	なし	宗無	住吉		3	本屋	4.5	0.9	0	105	年貢地
13	なし	了正	住吉		0	家	3.0	不記	0	不詳	年貢地
14	なし	不詳	平	天台坊主	2	本屋	8.0	5.0	馬 1	195	年貢地
15	なし	不詳	下町	一向坊主	6	持仏堂	6.0	0.5	0	180	年貢地

注 表記の文字は史料のままとした

屋敷地の種類の「年貢免除地」・「年貢地」は慶長13年(1608)の検地帳による

参考史料 『大日本近世史料』「肥後藩合志郡人畜改帳」1～4 東京大学出版会 原本は熊本県立図書館所蔵

堂宇と考えられるものもある。更に本屋・家などは仏間と考えることも出来る。

仏堂と思われる家屋の坪数をしるしてみた。最大は二八坪で、最小は三坪である。一〇坪を越える建物は六か所で、残りは一〇坪以下である。

田畑の持高は最高で七・五石であり、五石をこえるのは四か所のみである。

家畜は農作業のときに使用したものとされるが、一五軒のうち八軒が飼育している。

屋敷は一軒のみ記されていないが、最大は六九〇坪で、最小は一〇五坪である。

屋敷地（境内）の地目は一か寺のみ年貢除地とあるが、残りはいずれも年貢地と記されている。この事から一か寺のみは慶長十三年（一六〇八）以前に成立したと考えられるが、その他総ての寺は慶長十三年以後に成立したと考えられる。

以上の事から肥後国合志郡の寺名のある寺と、寺名はないがこれから成立する寺の前身の十五か寺は、いずれもまだ確定した檀家を持っておらず、農業と兼業しながら家族と小規模な農地を耕して生活していたと思われる。安定した寺院経営は寺請制度が施行され、檀家制度が確立してからであったと言える。

最初に掲げた碧岩寺について記してみる。

元禄十五年（一七〇二）『肥後・豊後御領内禅宗寺院本末帳』（熊本大学図書館所蔵）に依ると、

碧岩寺は京都東福寺末寺、開創は長享二年（一四八八）、開山は如拙、開基は菊池為邦、中頃真宗寺と成居候、

清正公御代慶長年中前々之通禪寺ニ改められ、京都東福寺末寺ニまかりなり候、其節寺領高五石併寺地ニ反三畝・藪四反永御寄進ニ而、当御地も右之通御寄附之御書出寺ニ納致候、

とある。

寛永十年「肥後国合志郡人畜改帳」によれば左記の如く記されている。

板井村の項である、

一、人数合七人 碧岩寺

内 壹人 住持堅蔵主

壹人 おとと作兵衛

壹人 おや

壹人 同女房

壹人 九郎兵衛

壹人 同女房

壹人 うば

一、家数合七軒

四間 五間きやでん(客殿)・はたう(法堂)

式間 三間ざしき(座敷)

式間 六間くり（庫裏）

式間 三間かんきん所（看経所）

九尺 三間なこ（名子）ノ家

式間 三間馬や（屋）

一、屋敷式拾間 三拾間 式反三畝 御本帳之外にて御座候

とあり、碧岩寺は住職をはじめ全員七名で暮らしていることがわかる。親・兄弟と名子（奉公人）と同居している。臨濟宗の寺ではあるが、この時期には女性が三名同居していることが明らかである。この段階ではまだ女人禁制ではなかったようである。

家数の項を見ると屋敷内に七棟建てられていた。いずれもそれほど大きな建物ではない。客殿・法堂は二〇坪あり、庫裏は一・二坪あるが他の建物はいずれも一〇坪以下である。近世中期以降になると曲屋で、一棟で数多くの部屋を持つ家屋が専門の木工によって建てられるようになるが、この段階ではまだ掘立て小屋で、それぞれの機能を持つ小さな建物であったと思われる。この史料をみると農家でも持ち高の高い家では仏間ではなく持仏堂を建てている。

つぎに二番目の一向宗西本願寺派の厳照寺をみてみる。この寺は竹迫村にあり、中本山は熊本城下にある仏厳寺である。厳照寺は「慶長年中了祐と申す僧が開基致し候、境内御年貢地にて候」とある。『木仏留』によると合志郡竹迫村厳照寺了祐は慶長十六年（一六一一）五月十九日京都西本願寺法主から、寺号と木仏本尊が渡されたとして記されている。

寛永十年の「肥後国合志郡人畜改帳」によると、

高四石六斗七升四合 巖照寺

一、男女合拾五人内

老人ハ じうじ(住持)了薰

老人ハ むすこ 歳十五より下

老人ハ 弟子 右同

老人ハ 女房

三人ハ 名子 甚四郎

九郎右衛門

与三郎

老人ハ むすこ 歳十五より下

三人ハ 女房

老人ハ むすめ

式人ハ 下人 源介

新三郎

老人ハ 下女

一、牛馬四疋 壹疋牛 同人

三疋馬

一、家数拾三軒 同人

四間二七間	御堂
式間二六間	本屋
式間二四間	かまや (釜屋)
式間二四間	へ屋 (部屋)
九尺二式間	馬屋
式間二四間	なこ (名子) 家
式間二四間	かまや (釜屋)
式間二五間	蔵
九尺二三間	なこ (名子) 家
九尺二三間	右同
九尺二三間	右同
九尺二三間	式つ
一、屋敷四拾五間二四拾間	式反 同人

とある。嚴照寺は一向宗西本願寺派の末寺で、まず田畑の持高が四石六斗七升四合とある。農業をしながら寺を護るといった兼業であつた事が明らかである。この寺には全員で一五人住んでいる。一向宗なので僧侶は妻帯している。この寺では住職の家族と名子の家族のほか、下人二人・下女一人が住んでいた。

牛馬が四疋いるが、これは農耕の役畜である。屋敷地は二反とあるので、約六〇〇坪であるがそこに一三棟が林立

していたようである。釜屋とあるのは台所であろう。一つは家族が使用すればもう一つは名子三軒と下男・下女が使用したのであろうか。

このような状態が近世初期の大きな寺の様子と考えてよいと思う。

この他の寺や、僧侶のみの寺以前の仏教施設をみると、仏堂と思われる持仏堂が多く、七か所ある。その規模は最大で一・二・五坪、最小で六坪程度である。この外では御堂一か所、道場一か所、地藏堂一か所である。それ以外では本屋三か所、家一か所とあるのは宗教施設とはいえないのではなからうか。家畜を飼っている所が八軒ある。これは農業のための役畜と考えられる。つまり農業と兼業していることによる。屋敷はいずれも年貢地に建てられている。そのため慶長十三年（一六〇八）検地以降の開創と考えられる。

つぎにこの地域には持仏堂が数多く建てられているので農民が持っていた持仏堂の規模を紹介したい。

持仏堂の規模 合志郡の農民が持っていた持仏堂の規模を表示したが第10表である。

第10表 寛永10年（1633）肥後国合志郡 農民持ちの持仏堂の規模

面積(坪)	家数	備考
10.0	2	2間半×4間
8.0	11	2間×4間
7.5	2	
7.0	3	
6.0	40	2間×3間
5.0	1	
4.5	58	9尺×3間
4.0	17	
3.0	48	9尺×2間
合計	182	

参考史料 『大日本近世史料』「肥後藩人畜改帳」東京大学出版会
 原本は熊本県立図書館所蔵

最高は一〇坪、壘二十畳敷き程度、最低は三坪で壘六畳敷き程度の建物である。いずれも掘立小屋程度の建物である。江戸時代中期以降には曲屋形式の大きな建物になれば仏間になるのが持仏堂と思われる。この段階では独立家屋として持仏堂を建てている。坪数で家数の中央値をとれば四・五坪となる。規模からいえば壘九畳の大きさであろうか。これが平均的な持仏堂であるといえる。

つぎに持仏堂を所持している農民の持高と村に住んでいた宗教者を紹介してみたい。

持仏堂持ちの農民の持高と宗教者 寺請制度
 成立以前の社会の中では、村毎に寺院や僧侶は存在しておらず、そのような時期に民衆の要望により、誰が葬式や仏事、あるいは現世利益の祈祷などを行っていたのであろうか。また寺に変わる施設や宗教者の存在を探索してみたのが第11表である。

第 11 表 寛永 10 年 (1633) 肥後国合志郡 持仏堂持ちの農民の持高

持高 (石)	軒数	禅門
101 ~ 110	3	1
91 ~ 100	3	
81 ~ 90	5	1
71 ~ 80	13	
61 ~ 70	16	2
51 ~ 60	15	4
41 ~ 50	28	6
31 ~ 40	24	7
21 ~ 30	35	9
11 ~ 20	22	1
6 ~ 10	6	2
1 ~ 5	4	
1 石以下	1	
不詳	7	
合計	182	33

参考史料 『大日本近世史料』「肥後藩人畜帳」東京大学出版会
 原本は熊本県立図書館所蔵

持仏堂を所有している農民が一八二軒あるので、持高順に表示してみた。

合志郡は純農村地帯であるので、農家が圧倒的多数であった。まずそれぞれの家の持高を示した。最高の一一〇石ともなると大地主で、田畑合わせて約一〇町歩ぐらい所有していると思われる。最低は一石以下の農民であるがやはり持仏堂を持っていた。

軒数とあるのは持仏堂持ちの家数を示したものである。持高順に見てみると、持高一一石から八〇石に至るまでの農民が二桁の数字を示している。一方一〇石以下では持仏堂の所持者は少ない。

つぎに禅門とあるのは僧侶の資格を持っていない宗教者と思われる。禅の名称があるが禅宗（臨済宗・曹洞宗・黄檗宗）の僧侶と言うわけではない。これは僧侶予備軍ともいえようか。これらの人々は農家の敷地の中で持仏堂を持ちくらししていた。これらの持仏堂が寺に昇格し、禅門が僧侶になるケースもあったと思われる。前述の史料で明らかのように持仏堂から寺に昇格したケースはみうけられる。

禅門の他にも同様の宗教者と思われるのが合志郡の人畜改帳には「鉢開」六三名、「別当」六六名記載されている。これらの人々も僧侶的宗教活動をしていたと思われる。寺が成立した段階で、僧侶に昇格した者もいたと考えていいと思う。

つまり檀家制度のきっかけとなる寺請制度成立直前の村落における寺と僧侶の前身がここに示されていると思う。次に合志郡一向宗寺院の変遷を、寛永十年と元禄十五年で比較してみたい。

合志郡の一向宗寺院の変遷 合志郡の一向宗の変遷を四段階それぞれの史料で表示し説明する。史料は寛永十年（二六三三）『肥後国合志郡人畜改帳』・元禄十五年（二七〇二）『肥後・豊後寺社本末帳』・享保五年（二七二〇）『肥後・豊後御領内寺数並人数帳』・明治四年（一八七二）『熊本藩諸宗本末寺号其外明細帳』である。

第12表 合志郡の一向宗寺院の実態

	イ 寛永10年段階(1633)							ロ 元禄15年段階(1702)							ハ 享保5年	ニ 明治4年
	寺名	本堂名	本堂坪数	境内坪数	田畑持高	牛馬数	家族構成	寺名	村名	開創年代	西暦	本寺	開山	境内区分	家族構成	檀家数
1	嚴照寺	御堂	28	600	4.5	牛1 馬1	15	嚴照寺	竹迫	慶長16	1611	西本願寺	了祐	年貢地	15	300
2	一向寺大願寺	道場	20	210	1.68	馬1	8	大願寺	苦竹	〃 17	1612	〃	浄誓	〃	11	235
3	光徳寺了元	持仏堂	10	不記	不記	馬1	4	光徳寺	田島	〃 19	1614	〃	了玄	〃	10	223
4	じょうれんじ	持仏堂	12.5	438	7.5	馬2	14	浄蓮寺	鳥栖	慶長年中	1614	〃	明玄	〃	14	537
5	真教寺	御堂	20	300	不記		3	真教寺	原口	元和年中	1623	〃	了忍	〃	20	142
6	了正	持仏堂	10	150	2.5	牛1	7	教法寺	鳥栖	寛永年中	1643	〃	立正	〃	6	150
7	了順	持仏堂	8	219	5.89	牛1 馬1	6	仏教寺	二子	〃	1643	〃	了順	〃	12	128
8	宗無	本屋	4.5	105	0.91		2	等覚寺	住吉	〃	1643	〃	寿清	〃	6	38
9	一向坊主	持仏堂	6	180	0.48		7	光尊寺	大津	承応 2	1653	〃	祐円	〃	19	360
10	存在せず							延寿寺	板井	慶長 16	1611	東本願寺	不記	不記	12	300
11	存在せず							浄念寺	新所	寛永17	1640	西本願寺	慶哲	年貢地	15	100
12	存在せず							法性寺	上生	正保年中	1647	〃	宗雪	〃	4	39
13	存在せず							光行寺	上陣内	承応 2	1653	東本願寺	不記	不記	13	300

- 注 イ 寛永10年(1633)「肥後藩人畜改帳」(『大日本近世史料』)
 ロ 元禄15年(1702)「肥後豊後寺社本末帳」(熊本県立図書館)
 ハ 享保5年(1720)「肥後・豊後御領内寺数人数改帳」(熊本大学図書館永青文庫)
 ニ 明治4年(1871)「熊本藩諸宗本末寺号其外明細帳」(国立国会図書館)

* 開創年代の項で「何々年中」とあるのはその末年を西暦で表示した

まず寛永十年の項から説明する。この段階で寺名が明らかなのは五か寺に過ぎない。僧侶名のみでまだ寺号を持たないのが三か所、一向宗坊主とあるのが一か所。

本堂の名称が御堂とあるのは二か寺に過ぎず、ついで持仏堂が五か所、本屋が一か所、道場が一か所、また寺の体裁をなしていないものが四か所であることがわかる。

本堂の坪数は二〇坪を越えるのが三か所に過ぎない。他は一〇坪前後が多いが、最小は四・五坪である。

田畑の持高は、いずれもそれほど大きくはない。最大が「じょうれんじ」の高七石五斗である。二か所ほど記されていないが、五石を越えるのは了順のみで、その他は五石以下である。

牛馬を持っているのは六軒のみである。この事からいづれも小規模ながら農業経営をしていた事がわかる。

家族構成はいずれも家族や奉公人を加えた数字である。

以上の事から、寺請制度が施行されていない段階での寺や、寺になる直前の宗教施設の状況が明らかに出来る。

次に元禄十五年の表を説明する。左の項から約七〇年後の史料であるが、既にこの段階では寺請制度が成立し、宗盲人別帳も毎年作成され、寺と檀家の関係が固定され、檀家制度が確立した時期の寺の実態である。

前の段階では寺は五か寺だけであったがこの時期には一三か寺になっている。

開創年代の項目は寺の自己申告であるので、やや時代を下げて考えるべきと思うが、一応表示した。

本寺の項をみて明らかのように、一三か寺の内西本願寺末寺が一二か寺で、東本願寺末寺は二か寺に過ぎない。ところで東本願寺派の一か寺に延寿寺とあるのは、熊本藩の一向宗東本願寺の触頭延寿寺と同名である。じつはこの寺が江戸時代初期にはこの地域にあり、加藤清正の城下町政策で熊本に移転した。その跡に掛所、即ち支所として、寛永十年より後に延寿寺を建立した。ちなみに西本願寺の場合はこの掛所を「通寺」と称している。

開山の項では寛永の段階と一致するのは仏教寺の了順のみである。もう一か寺光徳寺了元は了玄となっており、同一人物かと思われる。

境内区分とは境内が年貢免除地か年貢地かで区別したが、不記を除けばいずれも年貢地である。この事から慶長十三年（一六〇八）検地以降にこれらの寺院は開創したと考えられる。

家族構成は、寛永十年から数えて八八年後のことであるが、九か寺の内六か寺は増加し、二か寺は同数、一か寺が減少、という結果である。

最後の項は明治四年の檀家数である。寺請制度下であるので、近世の檀家数と同じと考えていいと思う。まず一つ注目すべきは、光行寺は一六五三年の成立であるがこの段階でも三〇〇軒の寺請した檀家を把握していることである。他の一二か寺の中で等覚寺・法性寺は檀家が少ない、その他の寺はいずれも一〇〇軒以上の檀家を把握している。最も多いのは浄蓮寺の五三七軒である。

むすび

九州地方の明治初年の寺院明細帳から九州全体で最も寺数が多い一向宗について、検討をこころみた。

多くの寺院の開創年代が寺伝にあるように中世の成立などではなく、キリシタン弾圧政策と関連して、江戸幕府が行った寺請制度と極めて深い関連があり、近世に成立した寺が多い事が明らかになったと思う。

寺請制度成立直前の肥後国合志郡九〇か村の様子がえがかれた「肥後国合志郡人畜改帳」で明らかのように、この段階では合志郡九〇か村で寺名をつけた寺は七か寺に過ぎなかった。

これが享保五年（一七二〇）になると、天台宗四か寺、浄土宗二か寺、一向宗東本願寺派二か寺、一向宗西本願寺派一か寺、臨濟宗一か寺、曹洞宗一か寺、修験一か寺、以上合計すると二一か寺に増加している。しかしこの地域の檀家は総て一向宗東本願寺派と一向宗西本願寺派が押さえていた。

この事から考えると一向宗東・西両派の末寺獲得競争の時期が、幕府の寺請制度開始の時期とほぼ重なり、先手必勝でこの地域の檀家を確実に掴んだといえる。合志郡で明らかになった一向宗の動きが熊本藩領全体でも同様の状態であったと思われる。その事が結果として先述したように一向宗寺院が熊本藩領の約九二%の檀家を獲得する事になったと考えられる。

おそらく九州で近世を通じて一向宗を禁止していた鹿児島藩と人吉藩を除けば、九州各地においても熊本藩領と同様の傾向を把握することができよう。

最後になったが、国立国会図書館が所蔵する明治初年全国の寺院明細帳が印影版として最近刊行された。書名は『明治初年寺院明細帳』全一〇巻で、さわ書店から出版された。これを利用しながら、さらに九州以外の地域についても検討・分析してみようと思う。